

1 概要

(1) 政策評価結果の予算要求等への反映状況

ア 取りまとめの趣旨

各行政機関は、「企画立案（Plan） - 実施（Do） - 評価（Check） - 企画立案への反映（Action）」という政策のマネジメント・サイクルの一環として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づき政策評価を実施している。

このうち、特に企画立案への反映は、政策評価制度の要（注1）であることから、各行政機関が企画立案を基に実施した予算要求等への政策評価結果の反映状況について、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等に基づき、総務省が取りまとめ、公表するものである。

イ 予算要求等への反映状況

(ア) 予算要求への反映状況

平成21年4月以降、22年度予算要求（「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえた要求。以下同じ。）に関して行われた政策評価762件のうち、その結果を22年度予算要求に反映した件数は673件（88.3%）となっている。（注2）

そのほか、平成20年度以前に公表した政策評価の結果を22年度予算要求に反映しているものが56件あり、これを含めて、22年度予算要求に反映した件数は729件となっている。

(イ) 機構・定員要求への反映状況

平成21年4月以降、22年度予算要求に関して行われた政策評価762件のうち、その結果を22年度機構・定員要求に反映した件数は189件（24.8%）となっている。

そのほか、平成20年度以前に公表した政策評価の結果を22年度機構・定員要求に反映しているものが10件あり、これを含めて、22年度機構・定員要求に反映した件数は199件となっている。（注3）

- (注) 1 政策評価の結果については、法第3条第1項において、行政機関は「その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」とされており、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）において、政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要があるとされている。
- 2 平成21年4月以降に実施した政策評価のうち、21年度予算を配分するために行った評価など22年度予算要求等に対応しない809件は除いている。
なお、「評価件数」762件と「予算要求に反映した件数」673件の差は、規制の事前評価など予算を伴わないものである。
- 3 「予算要求に反映した件数」と「機構・定員要求に反映した件数」の間には、一部重複がある。

(2) 予算の効率化への対応状況

政策評価は、行政機関の政策の企画立案やそれに基づく政策の実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、政策評価の実施を通じて予算の効率化に寄与する側面があると考えられる。

平成22年度予算要求に関して行われた政策評価には、予算の効率化に資する評価(注)が78件あり、その見直し額は約998億円である。

そのほか、各行政機関においては、政策評価に関する基本計画等における無駄の削減に取り組む旨の明示や、無駄の削減のための取組についての有識者からの意見聴取を行うなどの取組が行われている(142ページ以下参照)。

(注) 次の から に照らし、政策評価において予算の効率化に資すると判断したもののほか、評価書の記載や評価に際しての議論等を踏まえて、効率化・重点化の方向で改善すべきと判断したものである。

所期の効果が十分に発揮されておらず、縮小ないし廃止が適当と判断される事項がある。

所期の効果が発揮された結果、一定の行政目的が達成される等、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。

所期の効果は発揮されているものの、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小することが適当と判断される事項がある。

所期の効果が発揮されたかどうかにかかわらず(所期の効果の発揮について判断できない場合を含む。)更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。

以上についての行政機関別内訳は、表1のとおりとなっている。

表1 平成22年度予算要求等への反映状況の一覧

(単位:件)

行政機関名	事後評価の結果を予算要求に反映した件数						事前評価の結果を予算要求に反映した件数			計	評価結果を機構・定員要求に反映した件数	予算の効率化に資する評価件数
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の見直し		評価対象政策の取りやめ	うち、評価対象政策の見直し等	うち、評価対象政策の見直し等	うち、評価対象政策の見直し等					
		うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の取りやめ									
内閣府	20(2)	7(1)	13(1)	4(1)	2(1)	0	0	0	20(2)	5(1)	3	
公正取引委員会	5(8)	3(6)	2(2)	1(1)	0	0	0	0	5(8)	3(1)	0(1)	
国家公安委員会・警察庁	28(1)	24(1)	4	4	0	0	0	0	28(1)	22	0	
金融庁	13	6	7	0	0	0	1	0	14	17	1	
総務省	13(2)	7	6(2)	3	1(1)	0	11	2	24(2)	10(1)	2(1)	
公害等調整委員会	2	0	2	1	0	0	0	0	2	0	2	
法務省	10	6	4	0	2	0	4	0	14	5	4	
外務省	40	20	20	13	2	0	23(22)	0	63(22)	21	2	
財務省	19	17	2	0	2	0	0	0	19	13	1	
文部科学省	47	33	14	1	2	0	33	1	80	29	12	
厚生労働省	61	33	27	9	1	1	32	0	93	9	8	
農林水産省	83	60	23	23	18	0	20	0	103	5	4	
経済産業省	6(10)	5	1(10)	1(10)	0	0	34	34	40(10)	22(4)	30	
国土交通省	45(2)	23(1)	21(1)	8	1	1	92	0	137(2)	14	0	
環境省	9	0	9	9	0	0	0(9)	0	9(9)	8(3)	7	
防衛省	0	0	0	0	0	0	24	19	24	6	0	
計	401(25)	244(9)	155(16)	77(12)	31(2)	2	272(31)	56	673(56)	189(10)	76(2)	

見直し合計額
(単位:千円)

99,781,403

- (注) 1 上記の件数等は、いずれも11月末における速報値である。
 2 事後評価に係る「評価対象政策の見直し」には、評価対象政策を構成する事務事業について、見直しを行ったものを含む。
 なお、「評価対象政策の見直し」には、()評価対象政策の見直し(政策の拡充等)を行っているもの、()評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、()評価対象政策の一部の取りやめのみを行っているもの、()評価対象政策の重点化等及び一部の取りやめの両方を行っているものがある。したがって、「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の取りやめ」の件数の間には、一部重複がある。
 3 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により見直しを行ったものである。
 4 「評価対象政策の一部の取りやめ」には、評価対象政策又は構成する事務事業について、休止したものを含む。
 5 事前評価に係る「評価対象政策の見直し等」には、評価対象政策の見直しを行ったもののほか、複数の代替案の中から適切な政策を選択したものを含む。
 6 表中の()内の数値については、平成20年度以前に実施した政策評価の結果を22年度予算要求等に反映した件数であり、外数である。
 7 「見直し合計額」は、予算の効率化に資する評価に係る「政策評価結果の反映による見直し合計額」であり、その内訳については、表7(41ページ以下)参照。